

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第6項の規定により、次の大規模小売店舗の廃止の届出について公告する。

平成26年9月17日

岡山市長 大森 雅夫

- 1 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 瀬戸町共同店舗協同組合
住所 岡山市東区瀬戸町瀬戸182番地3
代表者の氏名 代表理事 佐藤 憲治
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ベルモール SETO
所在地 岡山市東区瀬戸町瀬戸182番地3
- 3 廃止年月日
平成26年7月31日
- 4 届出年月日
平成26年8月20日